

- (1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。
- (2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条に定める方法による。

北海道告示第380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成24年6月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

当別土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
退 任	平成24. 5. 4	理 事	佐々木 昭 雄	石狩郡当別町ビトエ593番地

新篠津土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
退 任	平成24. 5. 9	理 事	市 村 和 義	石狩郡新篠津村第43線南20番地

共和土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成24. 5. 18	理 事	岩 佐 博	岩内郡共和町南幌似132番地18
同	同	同	上 勝 利	共和町国富626番地3
同	同	同	渡 義 則	共和町国富2178番地
同	同	同	浦 口 秀 人	共和町前田247番地28
同	同	同	水 戸 政 春	共和町前田204番地20
同	同	同	森 英 雄	共和町前田110番地1
同	同	同	菱 沼 清 吉	共和町老古美270番地22
同	同	同	古 屋 浩 文	共和町梨野舞納1187番地2
同	同	同	金 井 康 範	共和町宮丘1201番地1
同	同	同	森 田 宏	共和町発足256番地1
同	同	同	和 田 昭 仁	共和町発足2361番地
同	同	同	石 田 康 士	共和町幌似1990番地1
同	同	監 事	浅 野 秀 一	共和町国富776番地1
同	同	同	田 村 直 之	共和町老古美7 番地34
同	同	同	石 崎 秀 三	共和町発足2053番地
退 任	同 24. 5. 17	理 事	西 本 親	共和町国富454番地
同	同	同	上 勝 利	共和町国富626番地3
同	同	同	浦 口 秀 人	共和町前田247番地28

同	同	同	水 戸 政 春	同	共和町前田204番地20
同	同	同	岩 佐 博	同	共和町南幌似132番地18
同	同	同	古 屋 浩 文	同	共和町梨野舞納1187番地2
同	同	同	金 井 康 範	同	共和町宮丘1201番地1
同	同	同	森 田 宏	同	共和町発足256番地1
同	同	同	中 井 聖 晴	同	共和町発足190番地22
同	同	同	石 田 康 士	同	共和町幌似1990番地1
同	同	監 事	浅 野 秀 一	同	共和町国富776番地1
同	同	同	森 孝 之	同	共和町前田419番地12
同	同	同	奥 明 生	同	共和町発足2048番地

北海道告示第381号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（大願東地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、客土、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成24年6月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第382号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年6月1日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

漁業取締船ほくと上架修理工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 履 行 期 間 平成24年7月20日から8月23日まで

(4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号及び平成24年北海道告示第9号に規定する船舶の建造又は

修理の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 総トン数150トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。 (5) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特殊上架台及び斜路）を有し、かつ認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成24年6月1日から同月11日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道水産林務部水産局漁業管理課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎地下1階2号会議室（送付による場合は、郵便番号060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目北海道水産林務部水産局漁業管理課） (2) 入札日時 平成24年7月12日 午後1時30分（送付による場合は、必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る	返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量65グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課 (2) 所在地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011－204-5486 11 Summary A Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel HOKUTO Repair Service 1 set B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 12, 2012 C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-Jo, Nishi 6-Chome, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan Phone : 011-204-5486 北海道告示第383号 森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成24年6月1日 北海道知事 高橋 はるみ 1 解除に係る保安林の所在場所 河東郡上士幌町字上士幌245の1・246の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 2 保安林として指定された目的 風害の防備 3 解除の理由 農道用地とするため （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝総合振興局産業振興部林務課及び上士幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）
--	---

北海道告示第384号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不分明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を北竜町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成24年北海道告示第344号のとおりである。 平成24年6月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 所在が不分明な者 雨竜郡北竜町字岩村195所在の森林について所有権を有する 毛利 基志				<table><tr><td>同</td><td>同</td><td>13番</td><td>4</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>15番</td><td>5</td></tr><tr><td>同</td><td>大通東八丁目</td><td>16番3</td><td>6</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>10番3</td><td>7</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>6番3</td><td>8</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>4番4</td><td>9</td></tr></table>				同	同	13番	4	同	同	15番	5	同	大通東八丁目	16番3	6	同	同	10番3	7	同	同	6番3	8	同	同	4番4	9
同	同	13番	4																												
同	同	15番	5																												
同	大通東八丁目	16番3	6																												
同	同	10番3	7																												
同	同	6番3	8																												
同	同	4番4	9																												
				公 表																											
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成24年6月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日 道道 駒畠更別線 河西郡更別村字更別南1線85番1地先から 平成24. 6. 11 同郡更別村字更別南1線83番2地先まで				地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成24年度当初予算の状況並びに平成23年10月1日から平成24年3月31日までの期間における北海道の財政運営の状況及び公営企業の業務の状況を別冊のとおり公表する。 その別冊は、道の本庁並びに総合振興局及び振興局に備え置いて一般の閲覧に供する。 平成24年6月1日 北海道知事 高 橋 はるみ																											
				総合振興局告示及び振興局告示																											
北海道告示第386号 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。 その関係図面は、北海道建設部土木局砂防災害課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。 平成24年6月1日 北海道知事 高 橋 はるみ 北見大通東8丁目（その2）地区急傾斜地崩壊危険区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号とを結んだ線によって囲まれた区域 <table><tr><td>市</td><td>字</td><td>地番</td><td>標柱番号</td></tr><tr><td>北見市</td><td>大通東八丁目</td><td>2番3</td><td>1</td></tr><tr><td>同</td><td>北二条東八丁目</td><td>3番1</td><td>2</td></tr><tr><td>同</td><td>同</td><td>9番</td><td>3</td></tr></table>				市	字	地番	標柱番号	北見市	大通東八丁目	2番3	1	同	北二条東八丁目	3番1	2	同	同	9番	3	北海道上川総合振興局告示第70号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成24年6月1日 北海道上川総合振興局長 越 前 雅 裕 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 除雪トラック（10t級） 3台 （交換契約により除雪トラック3台（10t級（2台）及び7t級（1台））を契約の相手方に供し、除雪トラック3台を契約の相手方から調達する。） イ ロータリ除雪車（1.3m／700t） 1台 （交換契約によりロータリ除雪車1台（100PS）を契約の相手方に供し、ロータリ除雪車1台を契約の相手方から調達する。） ウ 除雪ドーザ（13t） 1台											
市	字	地番	標柱番号																												
北見市	大通東八丁目	2番3	1																												
同	北二条東八丁目	3番1	2																												
同	同	9番	3																												

(交換契約により除雪ドーザ1台(13t)を契約の相手方に供し、除雪ドーザ1台を契約の相手方から調達する。)

エ ロータリ除雪車(1.5m/800t) 1台

アからエまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 限

ア (1)のア、イ及びエ 平成25年1月31日

イ (1)のウ 平成24年11月30日

(4) 納 入 場 所 入札説明書による

2 入札参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されてることを証明した者であること。

(6) 当該調達物品に係る製造者又は代理商であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成24年6月1日(金)から同月26日(火)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号
北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号

北海道上川合同庁舎3階会議入札室(送付による場合は、郵便番号079-8613 旭川建設管理部建設行政室建設行政課)

(2) 入 札 日 時 平成24年7月18日(水)午後1時30分(送付による場合は、同月17日(火)までに必着)

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量170グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール(アドレス: asahikawadoboku.somu1@pref.hokkaido.lg.jp)で申し込むこと。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 そ の 他

アからウまでの入札については、平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)から(8)まで及び(11)から(13)まで、エの入札については、同告示の4の(2)、(4)、(7)、(8)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課

(2) 所在地 郵便番号 079-8613 旭川市永山6条19丁目1番1号

電話番号 0166-46-4908

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be purchased :

a Snow Removing Truck (10 tons class) Quantity 3 b Rotary Snow Remover (length 1.3 meters / 700 tons) Quantity 1 c Snow Removing Tire Dozer (13 tons class) Quantity 1 d Rotary Snow Remover (length 1.5 meters / 800 tons) Quantity 1 B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 18, 2012 (If mailed, bids must arrive no later than July 17, 2012) C Contact : Constructional Administration Division, Office of Constructional Administration, Asahikawa Department of Public Works Management, kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome, Asahikawa, Hokkaido 079-8613 Japan. phone : 0166-46-4908 北海道上川総合振興局告示第71号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成24年6月1日 北海道上川総合振興局長 越 前 雅 裕 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 乗用自動車の賃貸借 1台 一式 2 落札を決定した日 平成24年4月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 ネットトヨタたいせつ株式会社 (2) 住 所 旭川市永山3条12丁目1番7号 4 落札金額 22,050円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年3月6日付け北海道上川総合振興局告示第42号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号	平成24年6月1日 北海道上川総合振興局長 越 前 雅 裕 1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量 貨物兼乗用自動車 1台 2 落札を決定した日 平成24年5月9日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 旭川日産自動車株式会社 (2) 住 所 旭川市神居4条1丁目1番37号 4 落札金額 1,089,900円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成24年4月10日付け北海道上川総合振興局告示第57号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号				
北海道上川総合振興局告示第72号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。	<table border="1"><tr><td colspan="2" data-bbox="1140 858 2121 938">道 人 事 委 員 会 規 則</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="1140 938 1601 1495"> 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年6月1日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則7－1258 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－27）の一部を次のように改正する。 附則第2項各号を次のように改める。 (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域 (2) 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域（前号に掲げる区域を除く。） (3) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて </td></tr></table>	道 人 事 委 員 会 規 則		北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年6月1日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則7－1258 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－27）の一部を次のように改正する。 附則第2項各号を次のように改める。 (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域 (2) 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域（前号に掲げる区域を除く。） (3) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて	
道 人 事 委 員 会 規 則					
北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年6月1日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則7－1258 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－27）の一部を次のように改正する。 附則第2項各号を次のように改める。 (1) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域 (2) 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域（前号に掲げる区域を除く。） (3) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて					

適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒区域に設定することとされた区域（前2号に掲げる区域及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）

- (4) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（前3号に掲げる区域及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）

附則第3項第1号中「前項第1号」の次に「又は第3号」を加え、「1万円（東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径3キロメートルの円内の区域において行う作業にあっては、2万円）」を「6,600円」に改め、同項第4号中「前項第2号」を「前項第4号」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「前項第2号」を「前項第4号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「前項第1号」の次に「又は第3号」を加え、「2,000円」を「1,330円」に改め、同号の次に次の2号を加える。

- (3) 前項第2号に掲げる区域において行う作業のうち屋外において行うもの 3,300円
(4) 前項第2号に掲げる区域において行う作業のうち屋内において行うもの 660円
附則第4項中「又は第3号」を「、第3号又は第5号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月1日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則7－1259

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－29）の一部を次のように改正する。

附則第2項各号を次のように改める。

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地
(2) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「本部長指示」という。）により、帰還困難区域に設定することとされた区域（前号に掲げる区域を除く。）
(3) 本部長指示により、居住制限区域に設定することとされた区域（前2号に掲げる区域を除く。）
(4) 本部長指示により、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づく警戒

区域に設定することとされた区域（前3号に掲げる区域及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）

- (5) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（前各号に掲げる区域及び本部長指示により、避難指示解除準備区域に設定することとされた区域を除く。）

附則第3項各号を次のように改める。

- (1) 前項第1号に掲げる区域において行う作業 1万3,300円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあっては、2万円）
(2) 前項第2号又は第4号に掲げる区域において行う作業のうち屋外において行うもの 6,600円
(3) 前項第2号又は第4号に掲げる区域において行う作業のうち屋内において行うもの 1,330円
(4) 前項第3号に掲げる区域において行う作業のうち屋外において行うもの 3,300円
(5) 前項第3号に掲げる区域において行う作業のうち屋内において行うもの 660円
(6) 前項第5号に掲げる区域において行う作業のうち屋外において行うもの 5,000円
(7) 前項第5号に掲げる区域において行う作業のうち屋内において行うもの 1,000円
附則第4項中「前項第1号又は第3号」を「前項第2号、第4号又は第6号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月1日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

北海道人事委員会規則13－87

北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第1条 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13－42）の一部を次のように改正する。

第5条の3中「第6条の2第2項」を「第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項」に改め、「第5条第8項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法」を削り、「における放課後等の」を「として実施する放課後等における」に改める。

（北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第2条 北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則13-43）の一部を次のように改正する。 第5条の3中「第6条の2第2項」を「第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第6条の3第2項」に改め、「第5条第8項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法」を削り、「における放課後等の」を「として実施する放課後等における」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	いる者であること。 (3) 製造者のプラット&ホイットニーカナダ社からPW200 DESIGNATED OVERHAUL FACILITY（DOF）の認定を受けていること。 (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第20条第1項第7号に係る事業場認定書を受けていること。 3 資 格 要 件 の 特 例 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(1)に掲げる資格要件にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の値の合計値とすることができる。 4 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成24年6月1日（金）から同年6月18日（月）（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課 イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続き並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第230号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成24年6月1日 北海道警察本部長 園 田 一 裕 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成24年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成24年6月1日に一般競争入札の公告を行うユーロコプター式E C 135 P 1 型エンジン（ぎんれい2号）3500時間定時点検契約 (2) 資 格 ユーロコプター式E C 135 P 1 型エンジン（ぎんれい2号）3500時間定時点検契約に関する資格（以下「資格」という。） (3) 特 定 役 務 の 種 類 ユーロコプター式E C 135 P 1 型エンジン（ぎんれい2号）3500時間定時点検 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。 (1) 資格審査の申請をする日の直前5営業年度分の決算において、今回の契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。 (2) 航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）第5条第3号ニに係る事業について、航空機製造事業法（昭和27年法律第273号）第2条の2に基づく事業許可を受け、航空機製造事業法第14条第1項に基づく航空機用機器修理方法認可証を受けて	北海道警察本部告示第231号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成24年6月1日 北海道警察本部長 園 田 一 裕 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 ユーロコプター式E C 135 P 1 型エンジン（ぎんれい2号）3500時間定時点検 一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から平成24年10月31日まで

(4) 履 行 場 所 契約担当者等が指定する場所 2 入札に参加する者に必要な資格 平成24年北海道警察本部告示第230号に規定するユーロコプター式 E C 135 P 1 型エンジン（ぎんれい 2 号）3500時間定時点検契約に関する資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道警察本部総務部施設課 4 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部 1 階入札会場 (送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部施設課) (2) 入 札 日 時 平成24年 7 月11日 午前11時（送付による場合は、同月10日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。 6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 3 に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、入札説明書（仕様書を除く）は北海道警察本部のホームページ（http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/soumu/sisetu/sisetuka.html）からダウンロードすることができる。 7 落札者の決定方法及び契約書作成の可否 平成16年北海道告示第448号の 2 の(1)のア及び 3 の(1)による。 8 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。 9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の 4 の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地	(1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課 (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 電話番号 011-251-0110 内線2301 10 Summary A. The nature and quantity of the services to be procured : eurocopter ModelEC135P1 engine (Ginrei-II) 3500-hours scheduled inspection repair services B. Bid tendering time and date : 11 : 00 A.M., July 11, 2012 C. Contact : Facilities Division General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan Phone : 011-251-0110 Extension 2301
---	---